

#### 四 港湾施設に関する許認可事務

港湾施設の使用許可については、次のとおり。

- 1 公共埠頭において取り扱う貨物は、海運貨物とする。
- 2 施設の機能（位置、規模、種類、使用形態等）を十分考慮し、施設に適合（貨物の種類、数量、使用期間）した使用に限る。
  - (1) 係留施設
    - ア 使用順位  
係留施設の使用の順は、先着順とする。
    - イ 係留船舶  
係留施設の規模及び能力に応じた船舶に限る。
  - (2) 上屋  
本船導入計画その他係留施設の利用計画、貨物の種類、数量、使用期間、使用回数等を考慮して許可する。
- 3 危険物等の取扱い
  - (1) 危険物  
大阪府港湾施設条例施行規則第5条第1号の取扱上危険な物とは、次に掲げるものとする。
    - ア 港則法（昭和23年法律第174号）の規定による危険物
    - イ 消防法（昭和23年法律第186号）の規定による危険物
    - ウ 高圧ガス保安法（昭和23年法律第204号）の規定による高圧ガス
    - エ 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の規定による火薬類
    - オ 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）の規定による毒物、劇物及び特定毒物
  - (2) 使用禁止  
危険性の高い爆発物、高圧ガス、引火性液体、毒物及び劇物については、使用を認めない。

標準処理期間

20日